

主な改正箇所

章	項	改正内容
3	42	「都市計画法施行規則第 60 条」を「都市計画法施行規則第 60 条第 1 項」に修正
4	58	法第 33 条第 8 号の改正に伴い、適用基準を修正（自己業務用の建築物にも適用）
4	69	法第 34 条第 8 号の 2 の許可基準を新設（災害危険区域等からの移転）
4	71	法第 34 条第 11 号の許可基準を修正（浸水被害に対して十分留意して土地利用計画を行うこと、土砂災害の危険性を確認し災害への備えを行うこと等を許可要件に追記）
4	72～79	法第 34 条第 12 号の許可基準を修正（浸水被害に対して十分留意して土地利用計画を行うこと、土砂災害の危険性を確認し災害への備えを行うこと等を許可要件に追記）
4	96	提案基準 14-2 を追加（物流総合効率化法を活用する特定流通業務施設の開発許可、建築許可）
4	115	提案基準 32 を追加（災害危険区域等により条例区域外となった敷地における開発許可、建築許可）
7	136	地区計画の類型別運用基準表を更新
9	162	東近江市開発許可の基準等に関する条例を更新（頻発・激甚化する事前災害に対応するため災害ハザードエリアにおける開発抑制のための都市計画法の改正に伴い、第 5 条、第 7 条、第 8 条を改正）